平成２３年（フ）第２４２３号
千葉県習志野市本大久保３丁目16―30
債務者　子安　　麗
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２４４０号
神奈川県川崎市麻生区上麻生２丁目28―１―102
債務者　川上　和雄
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２５８１号
東京都北区堀船２―９―17―1101、住民票上の住所神奈川県川崎市幸区神明町１丁目35―301
債務者　七尾　琴美
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２５９９号
神奈川県川崎市高津区坂戸２丁目９―２―301
債務者　井ノ上　唯
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６０５号
東京都目黒区大岡山１丁目12―７―202
債務者　鎌田　　直
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６８３号
東京都葛飾区堀切２―35―３―202、住民票上の住所東京都板橋区小豆沢２丁目８―22―201
債務者　村田　久美
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６８４号
東京都西東京市谷戸町１丁目22―４―808
債務者　宮本　勝憲
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６８５号
東京都西東京市谷戸町１丁目22―４―808
債務者　宮本　和美
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６８６号
東京都大田区東矢口１丁目８―１―301
債務者　辻　利恵子（旧姓荒木）
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６９９号
埼玉県新座市東北２丁目29―32―108
債務者　森田　智久
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７０７号
東京都足立区加平３丁目３―17―616
債務者　加藤千亜里
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７１０号
東京都江戸川区東小岩１丁目18―８―104
債務者　坂本　健二
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７１１号
千葉県鎌ケ谷市粟野364―３
債務者　関本　幸子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７１５号
東京都江東区東雲２丁目７―１―1705
債務者　宗村　純一
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７１８号
神奈川県川崎市高津区下作延３丁目７―７―202
債務者　久保　早織
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部